

(別紙 1－7)

第 1 特定水産資源

かたくちいわし太平洋系群(体色が銀色のものをいう。以下この別紙において同じ。)

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

徳島県かたくちいわし太平洋系群漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業がかたくちいわし太平洋系群の採捕を行う水域

② 対象とする漁業

徳島県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がかたくちいわし太平洋系群を採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年

ただし、定置漁業については漁業権免許の内容として指定された漁業期間

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日までとする。

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

本県に配分された漁獲可能量の全てを当該知事管理区分に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

定置漁業、小型定置漁業においては、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう許可隻数・免許統数等を現状を超えないようにしたうえ、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁 業 の 種 類	漁獲努力量（単位：隻日）
定置漁業	506
小型定置漁業	42,362

第 5 その他資源管理に関する重要事項

資源管理基本方針（令和 2 年農林水産省告示第 1982 号）の本則の第 1 の 2（5）に定めるステップアップ管理を行う。